

平成18年6月30日  
九州農政局

補助事業で整備した施設で、社会経済情勢の変化等により当初の目的に従った利用が困難となっているものについて、農林水産業施設以外の施設として利用することが、地域経済の活性化等に資する特別の事情と認められ、下記のとおり補助金返還を不要とすることとしたので、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いの特例について」(平成16年9月7日付け16経第702号大臣官房経理課長通知)(以下「特例通知」という。)の(別紙2)に基づき、公表する。

記

1. 処分対象施設の事業内容

(1) 施設の名称等

名称：東部集出荷施設

事業種目：平成2年度農業農村活性化農業構造改善事業

取得時期：平成3年3月20日

施設の所在地：熊本県熊本市上南部町1120

施設の構造及び規模：鉄骨造2階建 1棟(1階1216.56㎡  
2階960.24㎡)

(2) 事業主体名

熊飽農業協同組合(現：熊本市農業協同組合)

(3) 事業費等

事業費：212,525千円(うち、国庫補助金106,262千円)

補助率：50%

(4) 施設の耐用年数等

耐用年数：35年

経過年数：15年

2. 処分の内容

当該施設の1階を今後農業用機械整備施設に、2階を農協の多目的研修施設として利用することとし、このことについては、特例通知に定める以下の(1)から(5)の要件をすべて満たしているため、財産処分に伴う補助金返還を不要とする取り扱いを行う。

(1) 処分対象の施設を現状のまま維持し続けた場合は、経済的負担の発生が見込まれること。

(該当理由)

メロン、スイカについては、機能移転先の施設(北部集出荷施設)にある選果機的能力と同程度の機能を東部集出荷施設の選果機に持たせる場合、糖度センサーを導入することが必要になり、選果ラインの更新が不可欠であり、それには120百万円の経費が必要になる。

そのため、北部集出荷施設へメロン、スイカを一元的に集出荷したほうが経済的負担が少ない。

(2) 処分対象の施設を他の農林水産業施設として利用することが、困難であること。

注：農業用機械整備施設は、農業生産に直接関わる施設ではなく、農林水産業施設に

は含まれない。

(該当理由)

当該施設について、農産物直売所や地域食材供給施設での活用を検討したところであるが、交通アクセス面において幹線道路の裏側にあり、消費者の出入りが不便なため入り込み客が見込めないなど立地条件が悪く、これらの施設での利用は困難である。

(3) 農林水産業施設以外の施設への転用や取り壊し後の跡地利用が、農林水産業の振興を通じた地域活性化又は公益の増進に資するものであること。

(該当理由)

当該施設の1階(農業用機械整備施設)では、従来整備出来なかった大型農業用機械の整備が可能となるとともに、コスト削減や適時修理を行うことができ、適期の農作業を行うことが可能となり、農業経営が改善される。

また、当該施設の2階(農協の多目的研修室)では、適期の税務研修や農業資材の展示会、農業機械の安全使用研修等農協の多目的研修施設として活用していくことにより、地域活性化に資する。

(4) 補助事業で整備した施設に機能を移転する場合には、機能移転先の施設が従来供与していた便益が、処分対象の施設の機能が移転してきた後も、引き続き支障なく供与されること。

(該当理由)

当該施設のメロン・スイカの選果機能については、機能移転先である北部集出荷施設(平成13年度農業生産総合対策事業)の利用計画を見直すこととしており、当該施設の選果機能移転後も北部集出荷施設の従来の機能は引き続き支障なく供与される。

また、ピーマンの選果機能については、機能移転先である飽田集出荷施設(昭和46年度稲作転換促進特別対策事業)の利用計画を見直すこととしており、当該施設の選果機能移転後も飽田集出荷施設の従来の機能は引き続き支障なく供与される。

(5) 処分対象施設の事業内容、処分の内容、(1)~(4)の事項について公表されること。

(該当理由)

九州農政局ホームページ及びJA熊本市ホームページ、JA熊本市機関誌「ウィンドー5月号」にて公表する。

(担当窓口：生産経営流通部構造改善課事業指導係 TEL 096 - 353 - 3561)